

# 学長選考意向投票に係る広報活動ガイドライン

令和 8 年 3 月 2 7 日  
学長選考・監察会議決定

## (目的)

第一 このガイドラインは、国立大学法人神戸大学学長選考規則（以下、規則」という。）第 11 条に規定する学長選考のための意向投票（以下、「意向投票」という。）に係る広報活動について共通の指針を定めることを目的とする。

## (定義)

第二 このガイドラインにおいて、「広報活動」とは、意向投票に際し学長候補者が学内外に向けて自身の抱負、理念及び大学の将来像等について情報発信を行うこと、並びに、学長候補者以外の者がこれを支援する活動をいう。

## (基本原則)

第三 意向投票に係る広報活動においては、本ガイドラインを遵守し、公明正大な投票の実施のため、相応しい良識ある行動をとるよう努めるものとする。

## (広報活動期間)

第四 広報活動期間は、規則第 9 条の 3 に規定された学長候補者に係る書類並びに所信表明及び面接を記録した映像及び音声を学内に公開した日の翌日から意向投票日の前日までとし、当該期間前の事前活動は認めない。

## (広報活動の方法等)

第五 規則第 4 条に規定する「学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行うものとする。」に沿った広報活動でなければならない。

- 2 広報活動における情報発信の手段は、選考開始の公示時に公表する、学長選考・監察会議が認めたものに限定する。
- 3 広報活動において、事実をゆがめて公にしてはならない。
- 4 意向投票に関わる特定の情報を公表する場合には、誠意をもって事実確認に努めなければならない。

(雑則)

第五 このガイドラインの改廃に関するもののほか、学長選考のための意向投票に係る広報活動に関して必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

附則

このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。